

## 契約保証金について

久留米市では、契約金額（税込、単価契約については、税込年間支払予定総金額）が300万円以上となる場合、契約金額の100分の10以上の額を契約の際に「契約保証金」として納めていただきます。

納付期限は落札決定の翌日から起算して6日以内です。契約保証金は下記【表1】により納付をお願いします。

- ・【表2】により、契約保証金の納付にかえることができます。
- ・【表3】（1）または（2）により、契約保証金の納付を減免することができます。

ただし、【表3】（2）は物品購入契約に限り、印刷物等の製造請負契約は該当しませんのでご注意ください。

- ・契約保証金の納付がなければ、契約締結できません。

受注予定者は落札決定後速やかに、契約保証金について【表1】から【表3】までのいずれで対応するかをお知らせください。

納付された契約保証金は、契約履行後（納品完了後の検査に合格したとき、単価契約については年間契約終了後）に還付いたします。還付の際には、下記【表1】記載の還付請求書類が必要になります。ただし、利息はつきません。

万一、契約業者の不当な不履行があり、それを理由として契約を解除した場合等については、保証金は還付せず、久留米市に帰属することになります。

【表1】 納付する場合

<p>(1) 現金 (2) 金融機関振出しの自己あて小切手</p> <p>※電子マネー、クレジットカード引き落としなどは不可</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・納付しようとする金額を契約課に予めお知らせください。納付書を作成します。</li><li>・契約課で納付書を受け取り、契約締結期限までに指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関で納付してください。（納付可能な金融機関は、納付書の裏面に記載しています。）</li><li>・納付後に、領収書と契約書を契約課に提出してください。</li><li>・<u>履行後は、契約保証金の還付請求書を契約課に提出してください。</u>提出がない場合は保証金の還付手続きができないため、ご注意ください。</li></ul>
--	--

【表2】 担保の提供により納付にかえる場合

<p>金融機関の保証</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・取引金融機関からの保証書（原本）と契約書を契約課に提出してください。</li><li>・保証期間は、<u>契約日から履行完了日まで</u>です。 ※<u>契約金額の100分の10以上の額（契約保証金の金額）が保証限度額</u>となります。</li><li>・履行完了後に保証書を返還しますので、契約課から保証書を受領すると同時に、保証書に係る受領書を提出してください。保証書は金融機関へ返還してください。</li></ul>
----------------	---

【表3】 減免を受ける場合

<p>(1) 履行保証保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入損害保険会社の保険証書(原本)を契約課に提出してください。</li> <li>・ 保証期間は、<u>契約日から履行完了日まで</u>です。</li> <li>※<u>契約金額の100分の10以上の額(契約保証金の金額)が保険限度額となります。</u></li> <li>・ 提出された保険証書は返却しません。</li> </ul>
<p>(2) 物品購入契約での契約保証金の減免 (製造の請負を除く)</p>	<p>■減免の要件■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 締結しようとする契約案件が、物品購入契約であること。</li> <li>・ 今回締結しようとする契約の契約締結期限の末日から過去2年の期間に官公署(国、地方公共団体等)と2回以上の物品購入契約を誠実に履行していること。</li> <li>・ 上記官公署との契約が、<u>今回締結しようとする契約金額の5割以上</u>であること。</li> </ul> <p>※支店や営業所などがある法人の場合、受注予定者(例：〇〇(株)久留米営業所)ではない支店等(例：〇〇(株)大阪営業所)が官公署と締結した契約も対象になります。ただし、グループ会社や子会社などは別法人になるため、対象外です。</p> <p>■確認方法■ (①～③のいずれか)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 契約の相手方が発行した履行証明書を提出する。</li> <li>② 受注予定者が所有する契約書<u>原本</u>を契約課へ持参の上、確認を受けて写し(発注者、契約の相手方、件名、履行期間、金額が確認できるもの)を提出する。</li> <li>③ 契約履行実績が本市との過去の契約案件である場合などは、その旨を契約課に申し出て確認を求める。</li> </ol>